

第七回国会 議院運営委員会 議院録 第三十九号

昭和二十五年三月三十一日(金曜日)

午後七時十五分開議

出席委員

- 委員長 大村 清一君
- 理事 菅家 喜六君 理事 倉石 忠雄君
- 理事 佐々木 秀世君 理事 寺本 齋君
- 理事 福永 健司君 理事 土井 直作君
- 理事 椎熊 三郎君 理事 林 百郎君
- 理事 石田 一松君

- 岡延 石 門 君 岡西 明 貞 君
- 島田 末 信 君 田 中 元 君
- 田淵 光 一 君 塚 原 俊 郎 君
- 山本 猛 夫 君 松 野 頼 三 君
- 田中 總 之 進 君 松 井 政 吉 君
- 園田 直 君 長 谷 川 四 郎 君
- 梨木 作 次 郎 君 河 野 金 昇 君
- 石野 久 男 君

- 委員外の出席者
- 議長 榎原 喜 重 郎 君
- 副議長 岩 本 信 行 君
- 議員 高 倉 定 助 君
- 議員 佐 竹 時 記 君
- 事務総長 大 池 眞 君

本日の会議に付して事件

回付案の取扱に關する件

本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

○大池事務総長 本日の議事の件について御報告を申し上げます。本日の議事日程

願いたいと思ひます。

には、先日参議院から回付されました米國対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案が載つておる次第であります。これに対する衆議院の態度等を決定していただきたい。きよは最終的な期限の三月三十一日になつておりますので、この回付案を賛成するかしないかという点で御協議をお願いしたいと思います。これが済みませば、あとさより申してお願ひしなければならぬものが三、四件ございませぬので、それを御協議願ひたいと思ひます。その第一は、政府職員の新給與実施に關するところの修正案がございませぬ。参議院から参つております。その回付案の取扱に關して、それから期限付でお願いしなければならぬと思ひます。これは、国家行政組織法の一部を改正する法律案が内閣委員会から参つております。それから社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に關する法律案が参議院から送付されております。それと最後に公認会計士法の一部を改正する法律案、これも登録期間が本日一ぱいで切れる点がありまして、お願いしたいといふことになつております。この賠償庁臨時設置法の一部を改正する法律案は、場合によれば本日でも、期限に關係はございません。第一の米國の見返資金の方は、各党の御態度がきまつておりますれば御報告を願ひまして、それによつて回付案を賛成するか、賛成しないかという点を御

協議願ひたいと思ひます。

- 倉石委員 私の方では回付案に同調いたします。
- 土井委員 これはわが党といたしましても大體のむ方針であります。
- 林(百)委員 共産党は反対です。
- 石野委員 労働党は反対です。
- 石田(一)委員 この日程そのものに私は賛成であります。
- 大村委員長 それでは、日程第一につきましては共産党及び労働党が反対の御意向であります。これを本日議事日程に上程することに御異議ございませぬか。
- 〔異議なしと呼ぶ者あり〕
- 大村委員長 それではそのように決めます。
- 大池事務総長 参議院の回付案を承認するかしないかというところは起立でつけようと思ひますか。
- 椎熊委員 起立でよいと思ひます。
- 林(百)委員 決議案はどうなつておりますか。
- 大池事務総長 決議案は出ておりませぬ。
- それから次に、本日午前中に参議院から修正を受けて返つて参りました政府職員の新給與実施に關する法律の一部を改正する法律案、これは三月三十一日で給與実施の法律の期限がなくなつてしまふので、本院においては一年間の延長になつて決議をして向うへ送つたのであります。参議院の方では七月三十一日に修正をして参つておる案でございます。これにつきまし

て、これをのむかのみか各派の御態度を御決定願ひまして、本会議の取扱を御決定願ひたいと思ひます。

- 倉石委員 本案について、私どもの方は賛成いたしましたのであります。
- 土井委員 わが党といたしましては、大體参議院の回付案を承認しようという態度を取つております。
- 椎熊委員 参議院の回付案は、この案が衆議院にあつた当時のわが党の主張と同じになつて来ておるので、反対しようにも反対し得ない立場にありますが、参議院の回付案に賛成いたします。すなわち、のむということでありませぬ。
- 林(百)委員 私の方は、これは一日でも六千三百七十円に反対だと言つておつたのが一年になつた、今度はまた半年になりまして、今度はまた参議院の修正案に賛成いたします。
- 石田(一)委員 国協党も参議院の回付案をのむつもりであります。
- 石野委員 農民党も参議院の回付案に賛成であります。
- 高倉定助君 私も賛成であります。
- 佐竹時記君 賛成であります。
- 大村委員長 賛成の態度は、自由党のほかは参議院の回付案をのむということでありませぬ。つきましては、これを本日の本会議に上程することに御異議ありませんか。
- 〔異議なしと呼ぶ者あり〕
- 大村委員長 それではそのように決しました。
- 倉石委員 これはただいま承ります

と、野党側は皆さん御反対のようでありませぬので、記名投票で採決を御決定願ひます。

- 大池事務総長 それでは記名投票でお願いいたします。その記名投票によりまして、のむのみかになりませぬ。のまないといふことになりませぬ。次に二段の問題が起ると思ひます。それが今すぐはわかりませぬ。ところが、これがきまりましたあとで、国家行政組織法の一法を改正する法律案、社会保険審議会並びに公認会計士法を緊急上程したことに御異議がないようでありませぬ。賠償庁の方は本日でもよいわけではございませぬ。
- 椎熊委員 新給與の方は、記名投票を終れば、その結果によつては次に入らずに処置しなければならぬ。
- 大池事務総長 そういふことがありますれば、暫時休憩して御相談をいたします。
- 倉石委員 ただいま議題になつております政府職員の新給與実施に關する法律案の一部を改正する法律案、参議院回付のものについて、ただいま御決定のようになり記名投票でこれをとるかとならないかといふことを御決定願ひつて、その場合に両院協議会を必要とするような事態になつた場合に休憩をしていただく、参議院側と打合せをする、そういう必要がないときにはそのままで続行する、こういうふうな御決定を願ひたいと思ひます。

○大村委員長 倉石君の御提議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○林(百)委員 ちよつと事務総長に伺いたい。これは、かりに三分の二なかつたとすれば廃案になるのですか。

○大池事務総長 そういふことです。

○林(百)委員 すると、両院協議会になつた場合にはどういふことになるのですか。

○大池事務総長 三分の二以上になれば衆議院の案通りの法律になる。もし三分の二が得られなければ、法律となりませんから、廃案になつてしまふ。そこで、廃案になつては困るといふ場合に両院協議会を開いて、両院の打合せができればよいわけです。

○林(百)委員 そうすると、投票する前に、もし三分の二が得られるか得られないかというこの見通しがついたならば両院協議会を設けるべきじゃないのですか。

○大池事務総長 そういふことです。両院協議会を求めましても、ゆつくり協議する余地がある問題であるならば、それはその方で御決定を願えると思ひますが、きよう一日で決定しなければ、あしたからなくなつてしまふ。

○大池事務総長 参議院が応じて、きよう中に両院協議会を開く準備があるかないかというところをお打合せがあると思ひます。

○林(百)委員 その場合に記名投票はしないわけですか。

○大池事務総長 しません。

○石田(一)委員 今、両院協議会のことの話を進んでおりますが、両院協議会の各院の委員を選ぶ方法は、やはり

従来通りの方法によつて選ぶのですか。

○大池事務総長 これは正式には議場における連記投票でございますが、今まで連記投票をしたことはございませんで、議長一任で進めておるわけでありませう。従ひまして、両院協議会を求めることになれば、もう一べん休憩して打合せを願わなければならぬと思ひます。両院協議会を求めるといふことは、ちよつと休憩して御相談しようといふことになつております。

○林(百)委員 ちよつと伺ひますが、連記無記名投票、これはやはり多数党の人が全部とることになるのですか。実際の結果は議長指名ということになりますか。どう工作しても少数派は入れないわけですか。

○大池事務総長 そういふことです。○権限委員 こういふ問題は野党なども入れた方がよいと思ひながら、議長におかれましては適当に御配慮願ひたいと思ひます。

○大村委員長 この際お諮りいたします。運営委員会は一応休憩しておきまして、議事の都合によりましてさらにお集まりを願ひます。

午後七時三十二分休憩

午後八時四十二分開議

○大村委員長 休憩前に引續いて会議を開きます。

○倉石委員 先ほどの政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案に対しまして、両院協議会を開催していただきたいと思ひます。

○田中(義)委員 かしこまつて聞くのもどうかと思ひますけれども、結局三分の二の再議決を前提として両院協議

会を開くという意味ですか。

○倉石委員 そういふことは別問題といたしまして、先ほどの本会議の議決の状態を見まして、過半数は参議院の回付案に反対の意思を表明されたのであります。その状態は皆さん御承知の通りでありますから、一応両院で協議をいたしまして、そこで話し合ひがつくことをわれわれは希望するのであります。

○林(百)委員 これも三分の二にならないといふことになれば、少くとも野党のわれわれとしては、むしろ廃案になつた方がよいのだから、これは両院協議会を開くまでもないと思ひます。自由党の諸君は、一応三分の二あつても、あるいは参議院と衆議院の円満なる話し合ひをつけるためにやるのですか。

○倉石委員 そつていふことです。

○林(百)委員 三分の二あると言ひますか。憲法の五十九條で行つてもいいのですけれども、しかしながら衆参両院の円満なる妥結を見出すためにといふことですか。

○倉石委員 そういふことです。

○石田(一)委員 ちよつと事務総長にお伺ひします。この案について両院協議会が開かれますか。この両院協議会の出席委員の三分の二以上によつて協議会の成案ができるのですが、その成案が今日の零時に至つても得られない場合には、本案はどうなりますか。

○大池事務総長 それは廃案でしよう。

○石田(一)委員 もう一つ聞きたいのは、もしこれが廃案となりました場合には、政府はこの新給與の件に關しては法律を持たなくなるわけですね。

○大池事務総長 そういふことです。

○石田(一)委員 それはもちろん政府に聞くことでしようけれども、その際政府が、あつたらあつたら、あらためてこの字句をちよつと一部かえて、また再び国会に提出して来るという形は、一事不再議の原則に反しますか、反しませんか。

○大池事務総長 それは全然法律がなくなつてしまつたのだから、ない場合には放任できないから新しい法律を持つて来るといふことはできるでしよう。

○土井委員 事務総長にちよつと伺ひますが、内容が全然同一のものであれば一事不再議になりますか。

○大池事務総長 それは、今度は昔と違つて、一事不再議の原則のはつきりしたものがなつたのです。この前われわれがその條文を入れたところが、むしろ書いて、全然一事不再議の原則をはつきり書いたものはございませぬけれども、国会としては意思が決定してあるから、全然同じものはいかぬという議論が出ると思ひます。それは一事不再議としてわれわれ取扱ふべきものにあらずといふ議論が出来ますけれども、出してはいかぬという、はつきりした露骨な規定はないように考へております。前にはありません。

○土井委員 そうなつて来るというのと、一つの法律が廃案になつてしまつて、それから後、院内におけるところのいろいろの面から見て、一定の期間を置くことによつて同一の案件が成立するといふ見通しがつく場合に、そういうことがしばしば繰返されるというやうな運営の上における弊害が出て来る。従つて、そういう弊害の生ずべき

ものを同じやうな形で論議することは不都合だと思ふ。たとい一事不再議という文字があるなしかかわらぬ。

○大池事務総長 論理的にそうなりませう。その期間が一箇月たつておるとか二箇月たつたといふやうな事情の變化があれば別ですが……。

○大村委員長 ただいま倉石君から両院協議会を開きたいという提議があつたのであります。それに対して各派の御意見を伺ひます。

○石田(一)委員 ちよつと質問したいのですが、今回の両院協議会の委員長はどちらの派ですか。

○大池事務総長 それは両方から十人ずつ出まして、そこで抽籤して決定することになります。

○石田(一)委員 今、一事不再議の原則は書かれていないこととありませぬけれども、この中に後会に引續しなさいといふ明文があります。但し、特別委員会とか常任委員会に付託された場合にはその限りではない、この原則からみても、一つの案件が審議中会期が満了したならば、次の会に引續はしないといふ條文があるのにもかかわらず、一つの同じ案件が一つの会期に再び提出されていいといふことは、この類推解釈からしても私は不当だと思ひます。

○大池事務総長 私どもも、そういう解釈を持つております。

○林(百)委員 これは両院協議会を求めるといふのですが、衆議院は両院協議会を求めることができるとあるのですけれども、これらの事務の取扱いは、だれか動議を出すわけですか。

午後九時二十五分散会

○大池事務総長 本会議で出します。  
○林(百)委員 それに対して討論、採決をするわけですか。

○大池事務総長 必要とすればそういうことになります。

○林(百)委員 参議院も同じことをやるのですか。

○大池事務総長 参議院は受けて立ちます。

○林(百)委員 そういふ態勢があるときに、散会した後ならばどうなりますか。

○大池事務総長 散会した後ならば方法がないから、そういう場合には求めないでしよう。

○林(百)委員 それはどうなりますか。

○大池事務総長 散会はしておりません。

○大村委員長 ちよつと懇談を願います。

〔速記中止〕

○大村委員長 暫時休憩いたします。  
午後八時五十六分休憩

午後九時五分開議

○大村委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

○倉石委員 先ほど私は両院協議会の御提案を申し上げたのでありますが、大分時間もたつてしまつて、そういうことをやつておる余裕もないようでありますから撤回いたします。

○土井委員 突は先ほど、ほかならぬ自由党の議院運営の総帥である倉石君から両院協議会を開いてもらいたいというのであつたので、別室でいろいろ協議した結果、その要求に應ずるといふ、きわめて雅量ある態度をとつて

参りました。ところが、たま／＼ただいま御提案のように、動議を撤回されるという事に相なりましたので、そういうことであれば、われ／＼として一応また野党としての態度の変更を求めなければならぬから、暫時御休憩を願ひまして、野党の相談をいたしたいと思ひます。

午後九時七分休憩

○大村委員長 それでは十分間休憩いたします。

午後九時二十二分開議

○大村委員長 休憩前に引続いて会議を開きます。

○土井委員 先ほど倉石君の方から両院協議会を開いてもらいたいという動議が撤回されたのであります。その後さらに野党の懇談会を開いた結果、野党全体といたしましても、動議を撤回された以上は、ただちに本会議を開いて議事を進めるようにはおとりはからいを願ひたい、かように思ふのであります。

○佐々木(秀)委員 わが党は、動議提出者の倉石君がその動議を撤回されたのでありますから、両院協議会を開くという事は一応流しまして、議場において採決をしたいという事を希望いたします。

○林(百)委員 採決というのは、憲法五十九條の三分の二の採決になるわけですね。念のためにお聞きします。

○大村委員長 ただちに本会議を開くことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大村委員長 それではさうにいたしました。今日はこれで散会いたします。

○大村委員長 それではさうにいたしました。今日はこれで散会いたします。

○大村委員長 それではさうにいたしました。今日はこれで散会いたします。

○大村委員長 それではさうにいたしました。今日はこれで散会いたします。

○大村委員長 それではさうにいたしました。今日はこれで散会いたします。

○大村委員長 それではさうにいたしました。今日はこれで散会いたします。

昭和二十五年五月十六日印刷

昭和二十五年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所